

令和 2 年度

宮城県における 中小企業の労働事情



宮城県中小企業団体中央会

は じ め に

本調査は、昭和３９年から毎年都道府県中央会において一斉に実施しており、日本経済の幅広い分野を担う中小企業の労働事情の実態を把握し、国等の労働政策や中央会の労働支援方針策定に資することを目的としております。

従業員の規模、業種による分析を通じて中小企業の多様な実態や規模による格差問題等を明らかにするほか、全国の小規模企業の現状を知る数少ない資料としての特色を持っております。

５７回目となる本年度は、「経営状況」「労働時間」「有給休暇」「新規学卒者の採用」「高年齢者の雇用」「新型コロナウイルス感染拡大による影響」「賃金改定」「労働組合の有無」の調査項目に従い、調査を実施いたしました。

この報告書が、本県中小企業における労働事情の実態把握と今後の対応に多少なりともお役に立てれば幸いです。

本調査の実施にあたりまして、ご協力いただきました関係組合並びに調査対象事業所に対しまして、厚くお礼申し上げますとともに、今後ますますのご発展を祈念いたします。

令和３年３月
宮城県中小企業団体中央会
会 長 佐 藤 勘三郎

目 次

I. 調査の要領	1
II. 回答事業所の概要	2
III. 調査結果の概要	
1. 従業員に関する事項	
(1) 常用労働者数	3
(2) 従業員の雇用形態構成比率の推移	3
2. 経営に関する事項	
(1) 1年前と比較した経営状況(規模別)	4
(2) 経営状況の3年間の推移	4
(3) 経営上の障害(業種別)	5
(4) 経営上の強み(業種別)	6
3. 労働時間に関する事項	
(1) 従業員1人当たりの月平均残業時間(規模別)	7
(2) 従業員1人当たりの月平均残業時間(業種別)	7
4. 年次有給休暇に関する事項	
(1) 従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数(規模別)	8
(2) 従業員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数(規模別)	8
5. 新規学卒者の採用に関する事項	
(1) 令和2年3月新規学卒者の採用又は採用計画(規模別)	9
(2) 令和2年3月新規学卒者の採用充足状況(規模別)	9
(3) 令和3年3月新規学卒者の採用計画の有無(規模別)	10
(4) 令和3年3月新規学卒者の平均採用計画人数(規模別)	10
6. 高年齢者の雇用に関する事項	
(1) 60歳以上の高年齢者の雇用の有無(規模別)	11
(2) 高年齢者雇用措置で講じた内容(規模別)	11
(3) 令和3年4月1日施行予定の「改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」 による高年齢者の70歳までの就業確保措置新設の把握(規模別)	12
(4) 高年齢者就業確保のため講じる措置	12
7. 新型コロナウイルスの影響に関する事項	
(1) 経営への影響	13
(2) 雇用環境の変化	14
(3) 労働環境の整備	15
(4) 雇用維持等のために活用した助成金	15
8. 賃金改定に関する事項	
(1) 賃金改定実施状況(規模・業種別)	16
(2) 賃金改定実施状況の推移	16
(3) 平均所定内賃金(単純平均)と昇給額(規模別)	17
(4) 平均所定内賃金(単純平均)の3年間の推移	17
9. 労働組合に関する事項	
(1) 労働組合の有無(規模別)	18
(2) 労働組合「ある」の3年間の推移	18
参考 地域別の春季賃上げ状況と格差	19
IV. 令和2年度中小企業労働事情実態調査票	20

I. 調査の要領

1. 調査の目的

この調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策の樹立並びに時宜を得た中央会労働指針の策定に資することを目的とする。

2. 調査の時点 令和2年7月1日

3. 調査内容

- (1) 従業員に関する事項
- (2) 経営に関する事項
- (3) 労働時間に関する事項
- (4) 年次有給休暇に関する事項
- (5) 新規学卒者の採用に関する事項
- (6) 高年齢者の雇用に関する事項
- (7) 新型コロナウイルスの影響に関する事項
- (8) 賃金改定に関する事項
- (9) 労働組合に関する事項

4. 調査の実施対象

調査対象事業所数 1,250 事業所

製造業		非製造業	
食料品	212	運輸業	56
繊維工業	15	建設業	158
木材・木製品	60	卸売業	95
印刷・同関連	65	小売業	258
窯業・土石	64	サービス業	110
化学工業	19		
金属・機械器具	111		
その他	27		
8業種 計	573	5業種 計	677

5. 調査の方法

県下中央会傘下の事業協同組合等を抽出し、調査票を郵送し回収した。

6. 利用上の留意点

(1) この調査は、毎年任意抽出による調査のため回答事業所が一定していない。したがって、時系列比較をする場合には、回答事業所の同一性が確保されていないことを特に注意する。

(2) 集計事業所数及び集計労働者数が少ないものについては、利用にあたって注意する。

(3) 調査項目によっては複数回答となっている項目があるので、百分率の合計が 100 にならないものがある。また、百分率の計算時に小数点以下 2 桁を四捨五入しているため、合計が 100%にならないものがある。

II. 回答事業所の概要

任意抽出した 1,250 事業所を調査した結果、398 事業所から有効回答を得た。(回答率 31.8%)
業種、規模別事業所数は次のとおりである。このうち、従業員 29 人以下の事業所が 73.1%を占めている。

区 分	計	1	2	3	4
		1～9 人	10～29 人	30～99 人	100～300 人
計 (人) (%)	398 100%	152 38.2	139 34.9	82 20.6	25 6.3
製造業計	156 100%	51 32.7	65 41.7	33 21.2	7 4.5
食料品	52 100%	20 38.5	17 32.7	10 19.2	5 9.6
繊維工業	8 100%	1 12.5	2 25.0	5 62.5	0 0.0
木材・木製品	15 100%	6 40.0	6 40.0	3 20.0	0 0.0
印刷・同関連	13 100%	9 69.2	2 15.4	2 15.4	0 0.0
窯業・土石	38 100%	6 15.8	27 71.1	4 10.5	1 2.6
化学工業	3 100%	1 33.3	2 66.7	0 0.0	0 0.0
金属・同製品	12 100%	5 41.7	2 16.7	5 41.7	0 0.0
機械器具	10 100%	3 30.0	5 50.0	2 20.0	0 0.0
その他製造業	5 100%	0 0.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0
非製造業計	242 100%	101 41.7	74 30.6	49 20.2	18 7.4
情報通信業	1 100%	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
運輸業	25 100%	4 16.0	7 28.0	10 40.0	4 16.0
建設業	83 100%	36 43.4	33 39.8	13 15.7	1 1.2
卸売業	37 100%	10 27.0	15 40.5	11 29.7	1 2.7
小売業	41 100%	25 61.0	6 14.6	6 14.6	4 9.8
サービス業	55 100%	26 47.3	13 23.6	9 16.4	7 12.7

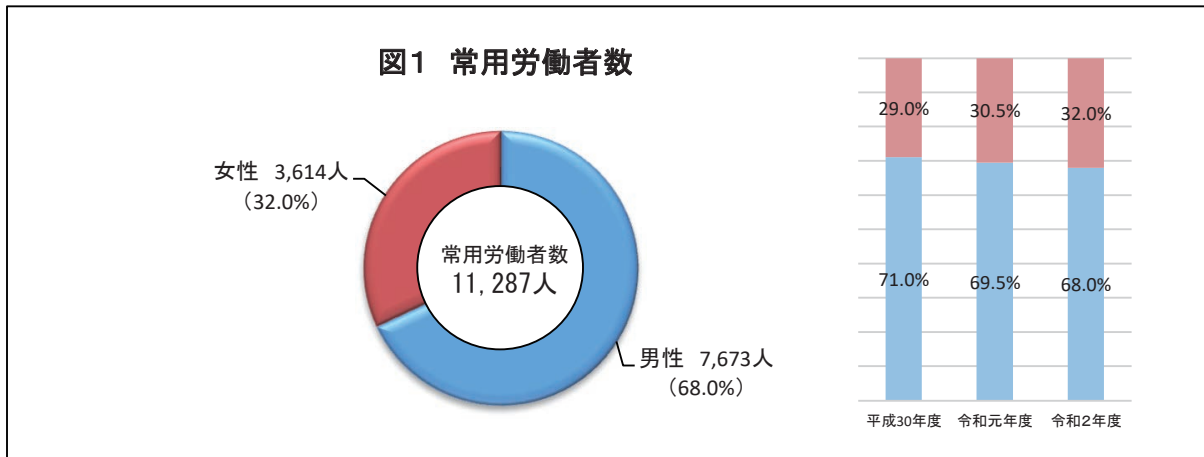
Ⅲ. 調査結果の概要

1. 従業員に関する事項

(1) 常用労働者数（図1）

常用労働者数の68.0%が男性

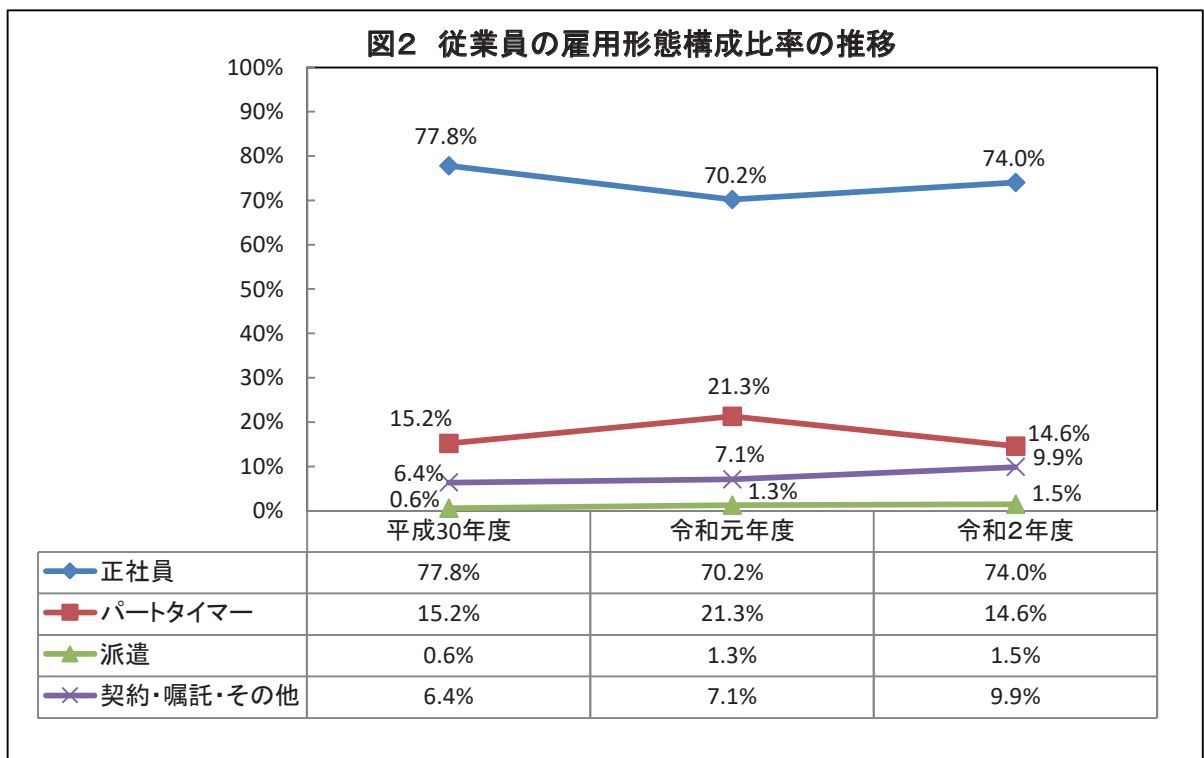
宮城県の回答事業所の常用労働者数は11,287人で、うち男性が7,673人（68.0%）、女性が3,614人（32.0%）となっており、男性労働者は女性労働者のおよそ2.12倍となっている。3年間の推移では、女性の割合が微増している。



(2) 従業員の雇用形態構成比率の推移（図2）

パートタイマーが減少、正社員の増加

昨年度と比較すると「パートタイマー」は6.7%減少しているが、「正社員」は3.8%増加している。3年間の推移では、「契約・嘱託・その他」及び「派遣」が増加傾向にある。



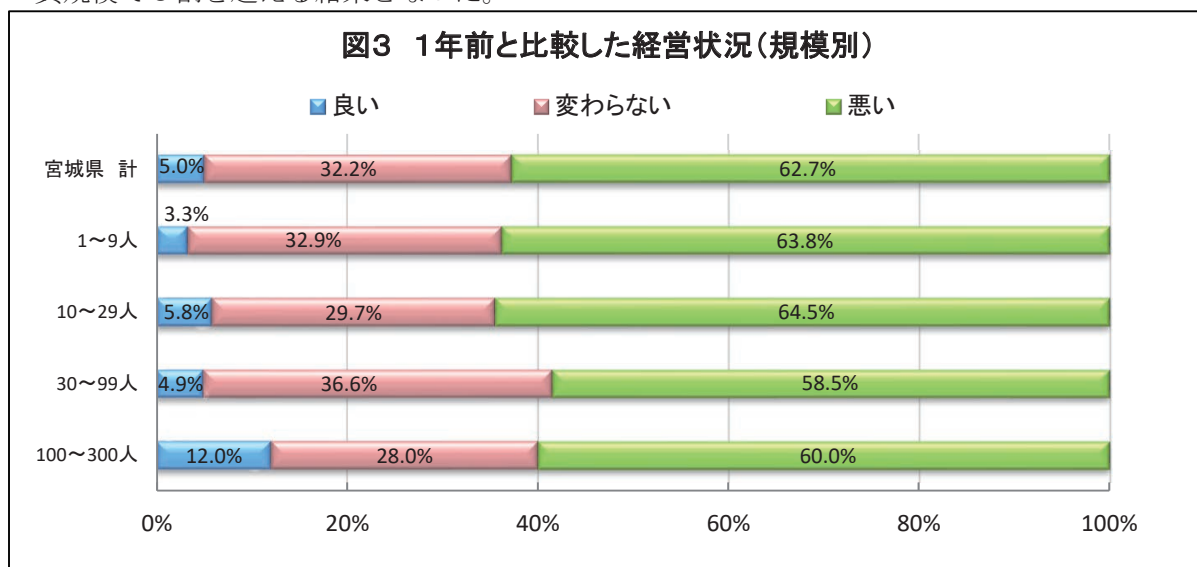
2. 経営に関する事項

(1) 1年前と比較した経営状況（規模別・図3）

全ての従業員規模で「悪い」が半数以上

宮城県の経営状況は、「悪い」と回答したのが62.7%と最も多く、次いで「変わらない」32.2%、「良い」5.0%の順であった。

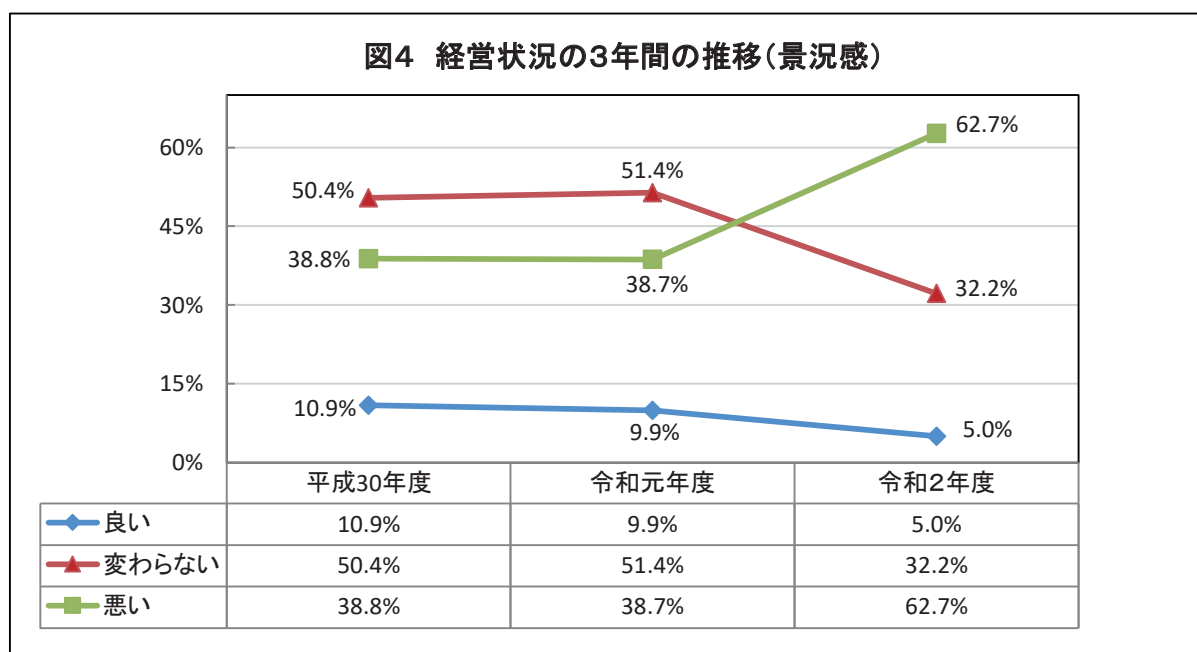
従業員規模別で見ると、「良い」と回答した比率は「100～300人」が12.0%と最も多く、次いで「10～29人」の5.8%となっている。その一方で、「悪い」と回答した割合は全ての従業員規模で5割を超える結果となった。



(2) 経営状況の3年間の推移（景況感・図4）

経営状況が「良い」は3年間で最低、「悪い」が急増

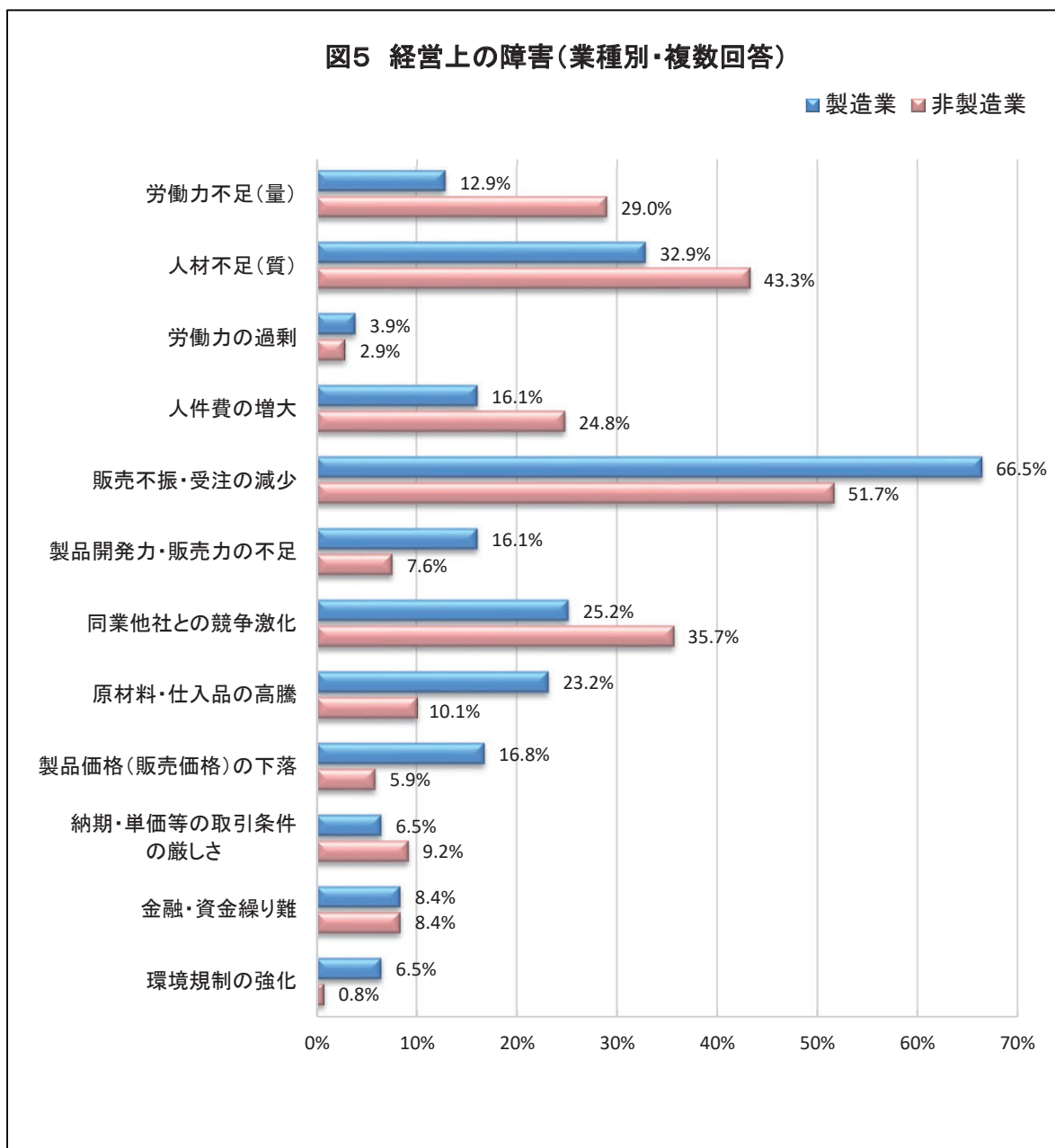
宮城県の経営状況の3年間の推移の中で、令和2年度は「良い」と回答したのは5.0%と最低となっている。その一方で、「悪い」と回答したのは昨年より24.0%増加し最高率となった。「変わらない」と回答したのは昨年より19.2%減少した。



(3) 経営上の障害（業種別・図5）

製造業・非製造業ともに「販売不振・受注の減少」が5割を超える

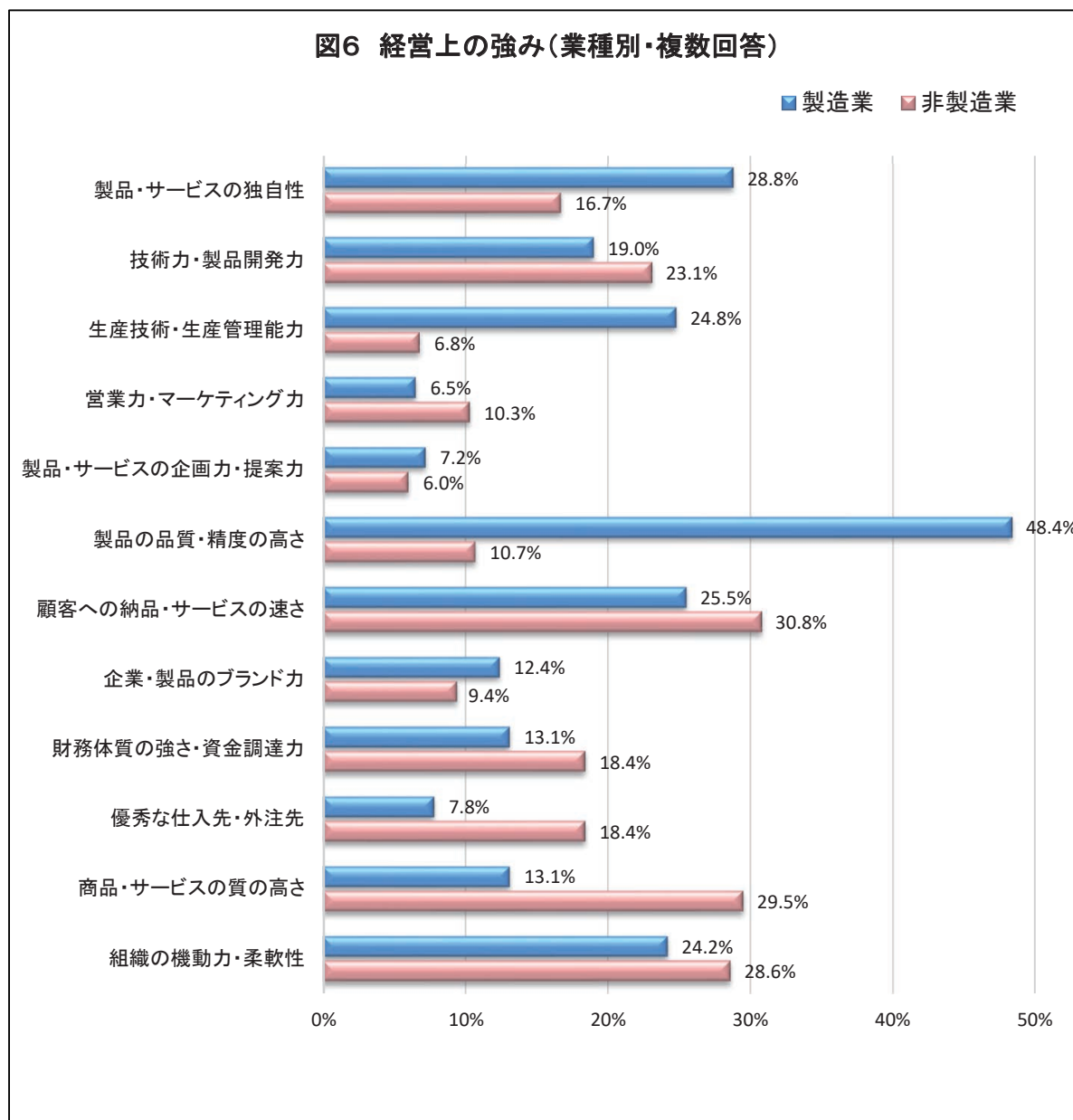
宮城県の各事業所における経営上の障害について、製造業と非製造業とに区分し集計した。経営上の障害として「販売不振・受注の減少」と回答した事業所は製造業が66.5%、非製造業が51.7%とともに5割を超えた。次いで「人材不足（質）」が製造業32.9%、非製造業43.3%、「同業他社との競争激化」が製造業25.2%、非製造業35.7%の順であった。上位3位は、製造業・非製造業ともに同じ順であった。



(4) 経営上の強み(業種別・図6)

製造業では「製品の品質・精度の高さ」、非製造業では「顧客への納品・サービスの速さ」の比率が最も高い

宮城県の各事業所における経営上の強みについて製造業と非製造業とに区分し集計した。
製造業の上位項目は、「製品の品質・精度の高さ」48.4%、「製品・サービスの独自性」28.8%、「顧客への納品・サービスの速さ」25.5%の順であった。
一方、非製造業は、「顧客への納品・サービスの速さ」30.8%、「商品・サービスの質の高さ」29.5%、「組織の機動力・柔軟性」28.6%の順であった。



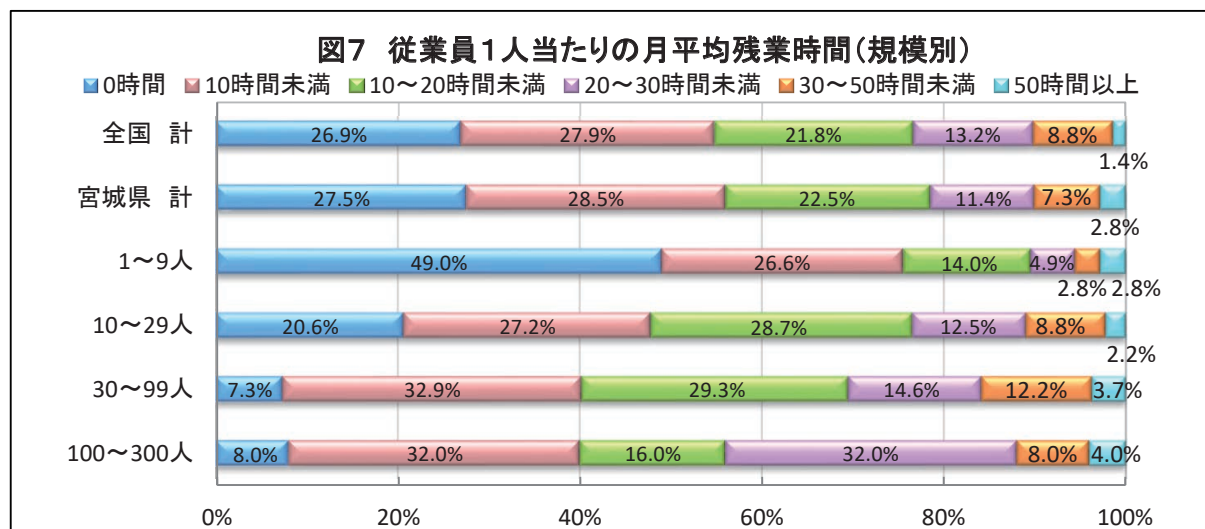
3. 労働時間に関する事項

(1) 従業員1人当たりの月平均残業時間（規模別・図7）

「30時間以上」の割合は「30～99人」が最も高い

全国、宮城県ともに、残業時間は「10時間未満」と回答したのが最も多く、0時間を除く残業時間においては残業時間が長くなる毎に割合が少なくなっている。

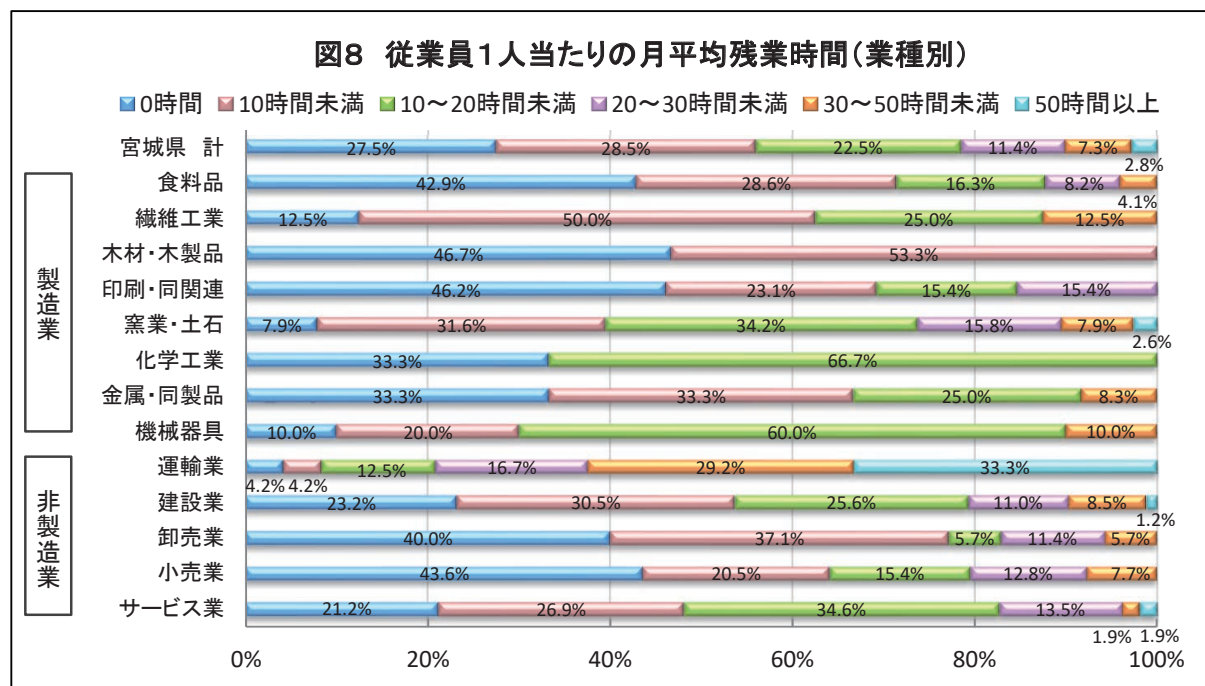
「30時間以上」の事業者を規模別で見ると「30～99人」の15.9%が最も多く、次いで「100～300人」12.0%、「10～29人」11.0%、「1～9人」5.6%の順であった。



(2) 従業員1人当たりの月平均残業時間（業種別・図8）

運輸業の残業時間が最も多い

残業時間が50時間を超える業種は、「運輸業」33.3%、「窯業・土石」2.6%、「サービス業」1.9%、「建設業」1.2%の4業種であった。そのうち「運輸業」は、「30～50時間未満」の割合も29.2%と最も多く、30時間を超える残業時間の割合が唯一5割を超えている。



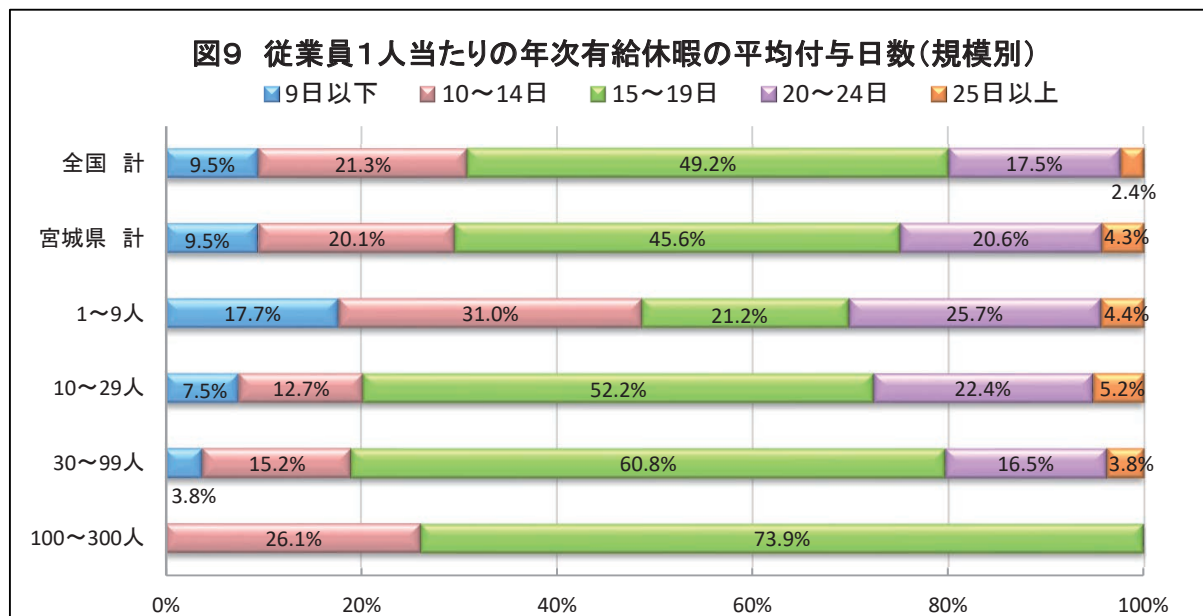
4. 年次有給休暇に関する事項

(1) 従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数（規模別・図9）

全国、宮城県ともに10日以上付与の割合は90%を超える

宮城県では、「15～19日」が45.6%と最も多く、次いで「20～24日」20.6%、「10～14日」20.1%、「9日以下」9.5%の順であった。

従業員規模別では規模が大きくなるにつれて「15～19日」の割合が多くなり、「9日以下」の割合が少なくなっている。

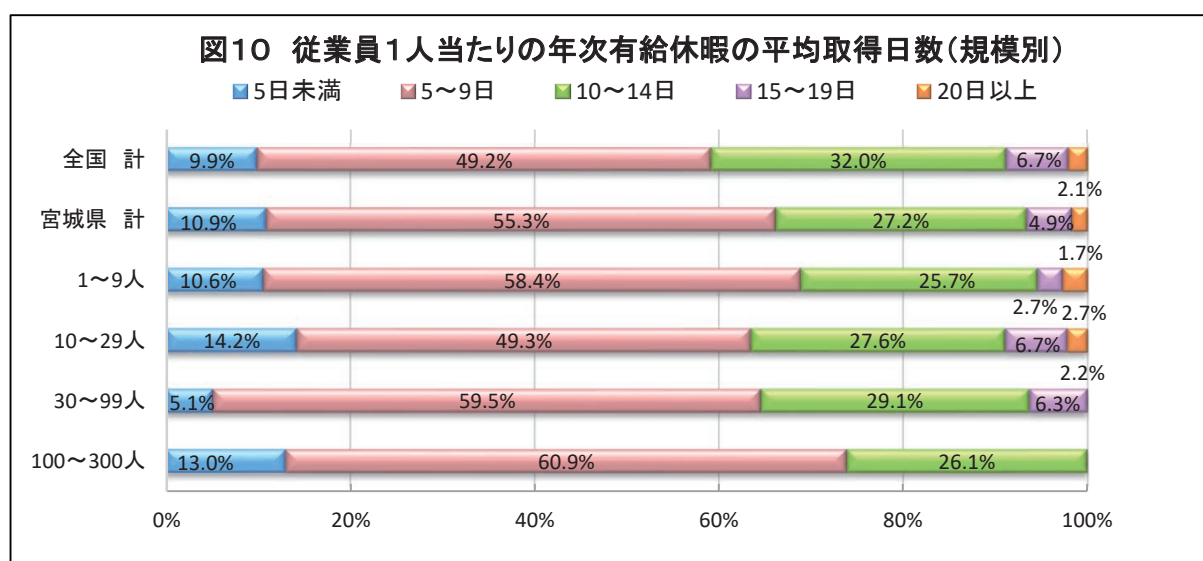


(2) 従業員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数（規模別・図10）

宮城県では10.9%の事業所が「5日未満」

平成31年4月に施行された働き方改革関連法により、10日以上の有給休暇が付与される労働者に対し、年5日の有給休暇を時季指定して取得させることが使用者に義務づけられているが、宮城県では、平均取得日数が「5日未満」と回答したのが10.9%であった。

また、従業員規模別では、「5日未満」と回答したのは「10～29人」の14.2%が最も多く、次いで「100～300人」13.0%、「1～9人」10.6%、「30～99人」5.1%の順であった。



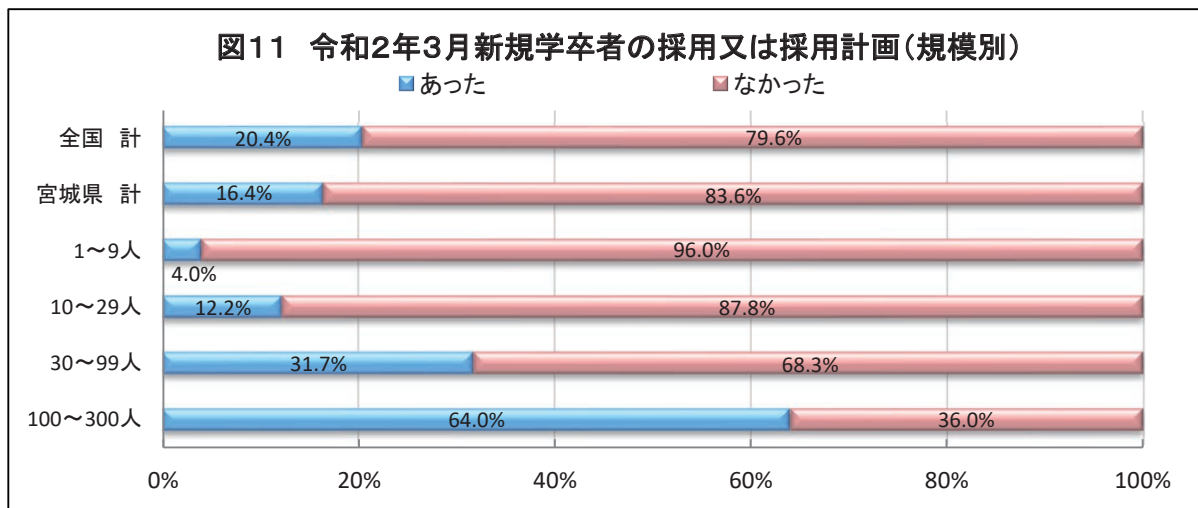
5. 新規学卒者の採用に関する事項

(1) 令和2年3月新規学卒者の採用又は採用計画（規模別・図11）

従業員規模に比例して採用又は採用計画は増加

宮城県では「あった」と回答したのが16.4%に対し、「なかった」の回答が83.6%と、8割を超える事業所が採用を見送る計画となっている。

従業員規模別では「あった」のうち、「100～300人」の64.0%が最も多く、次いで「30～99人」31.7%、「10～29人」12.2%、「1～9人」4.0%の順となっており、従業員規模が大きい事業所ほど採用又は採用計画が「あった」とする回答が多い。

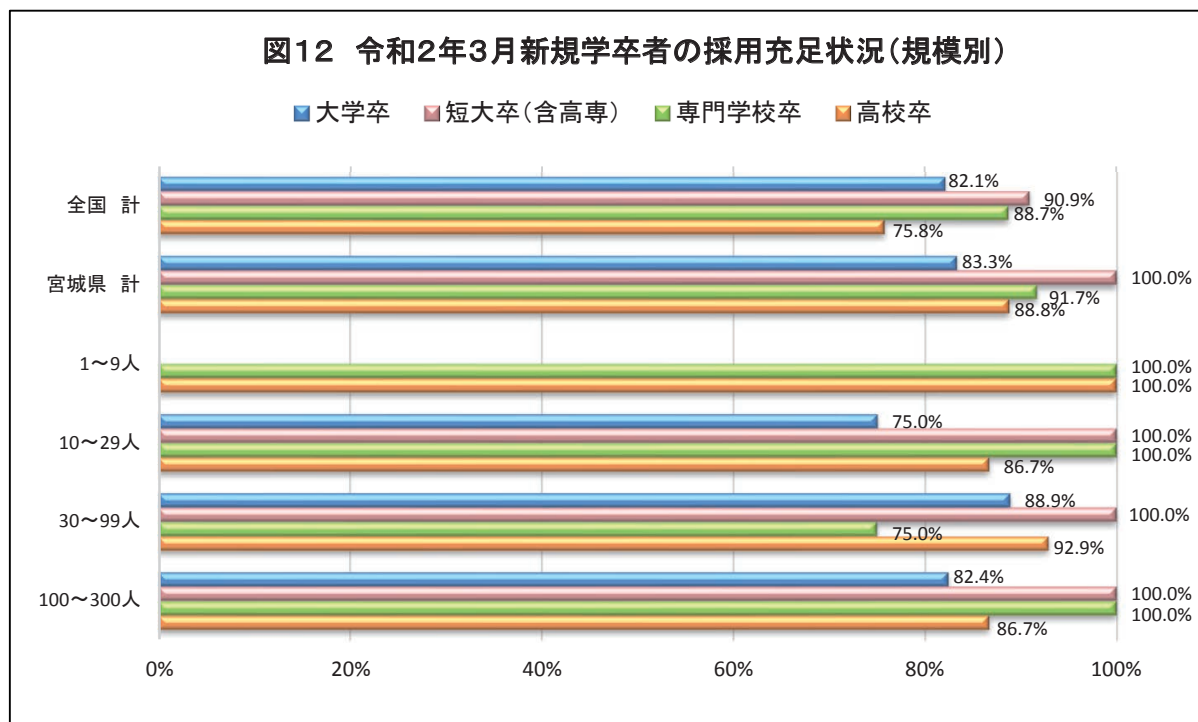


(2) 令和2年3月新規学卒者の採用充足状況（規模別・図12）

宮城県の採用充足状況が全国値を上回る

宮城県の採用充足状況は全国値をいずれも上回っている。

宮城県で令和2年3月に採用又は採用計画が「あった」のうち、充足率が高い学歴は、「短大卒（含高専）」の100%が最も高く、次いで「専門学校卒」91.7%、「高校卒」88.8%、「大学卒」83.3%の順であった。

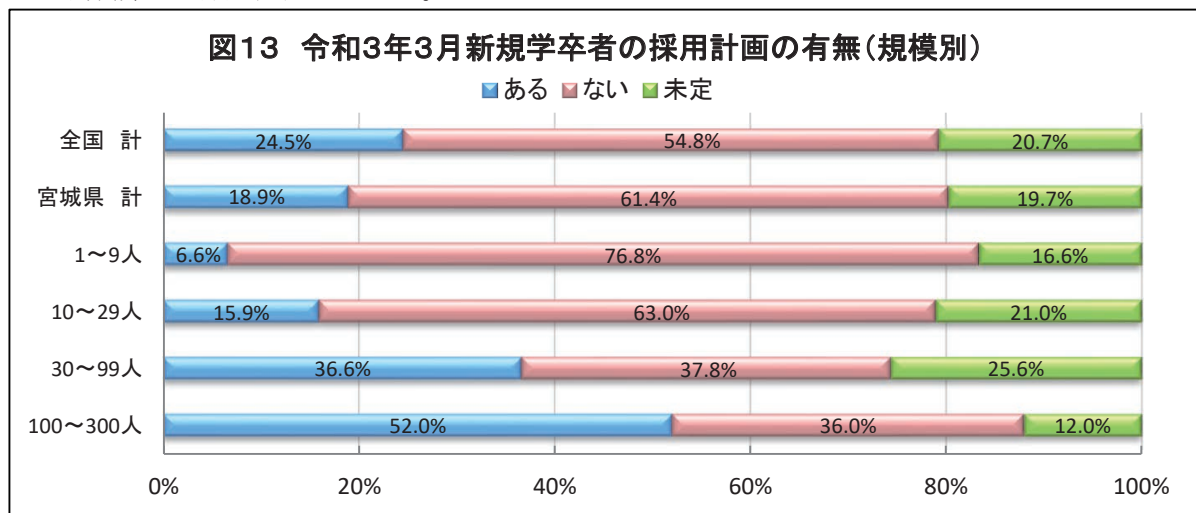


(3) 令和3年3月新規学卒者の採用計画の有無(規模別・図13)

従業員規模に比例して「ある」とする事業所の比率が高い

宮城県では「ある」と回答したのが18.9%に対し、「ない」と回答したのが61.4%と過半数が採用計画を見合わせている。

従業員規模別では、「ある」と回答したうち「100～300人」の52.0%が最も多く、次いで「30～99人」36.6%、「10～29人」15.9%、「1～9人」6.6%の順であり、従業員規模が大きい事業所ほど採用計画があった。

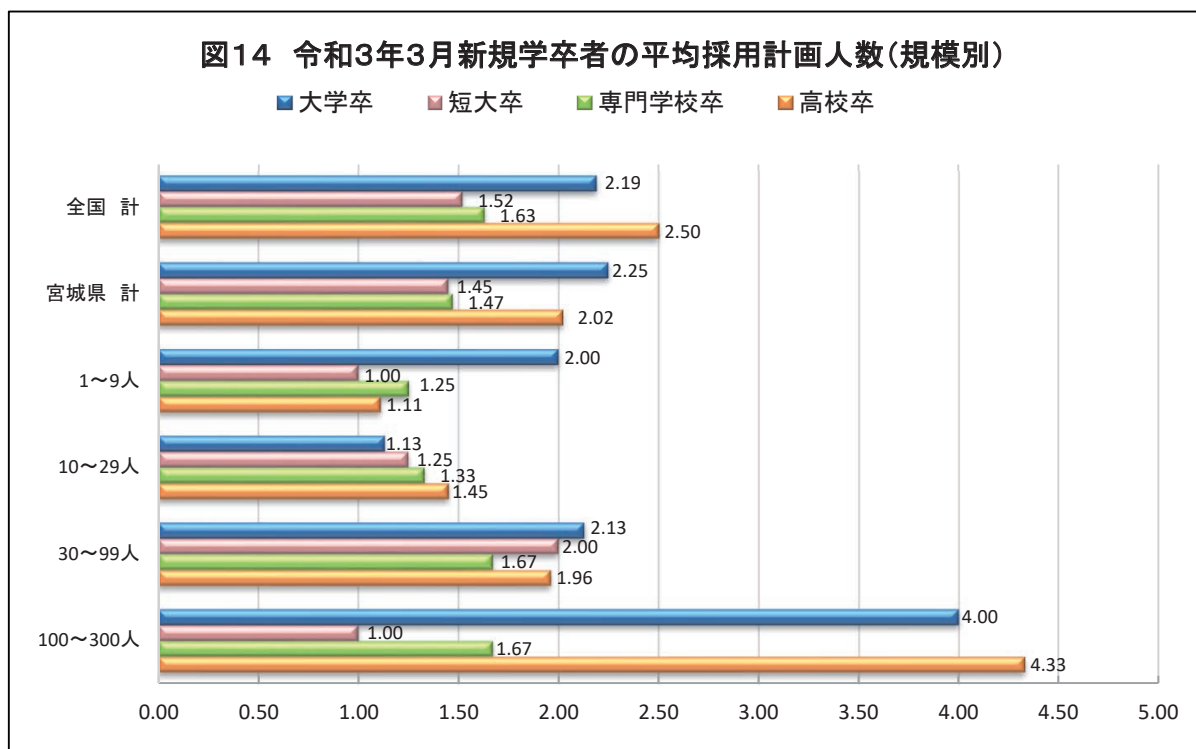


(4) 令和3年3月新規学卒者の平均採用計画人数(規模別・図14)

全国、宮城県とも「大学卒」、「高校卒」の採用計画人数が多い

令和3年3月に採用を予定する新規学卒者の平均人数は、宮城県で「大学卒」2.25人、「高校卒」2.02人、「専門学校卒」1.47人、「短大卒(含高専)」1.45人の順であった。

従業員規模別では、「1～9人」及び「30～99人」で「大学卒」が、「10～29人」及び「100～300人」で「高校卒」の採用計画人数が最も多い。

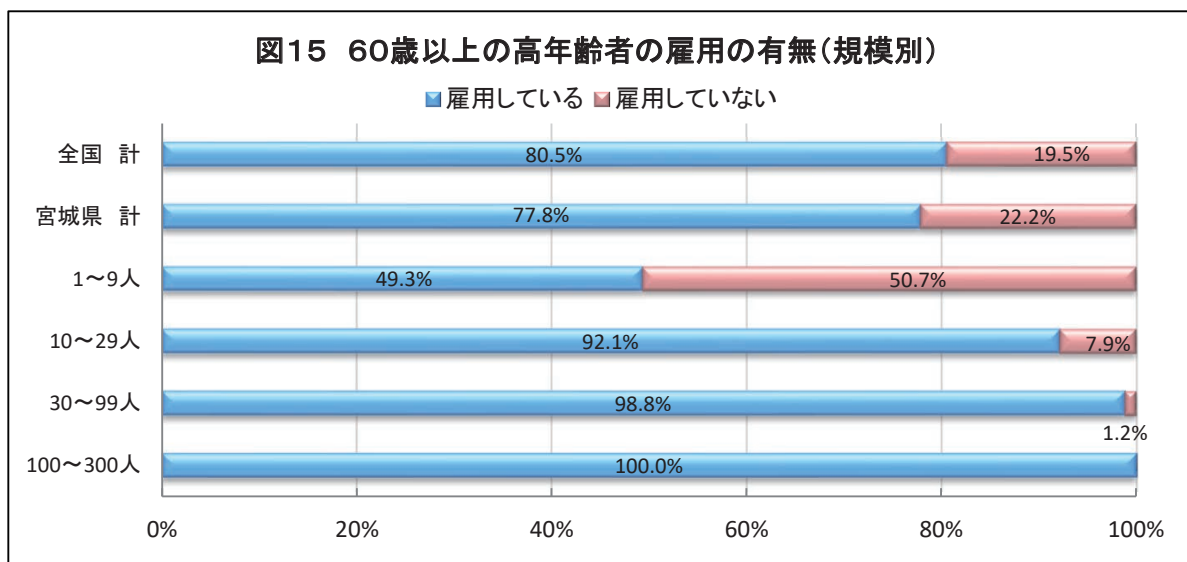


6. 高齢者の雇用に関する事項

(1) 60歳以上の高齢者の雇用の有無（規模別・図15）

従業員規模に比例して「雇用している」とする事業所の比率が高い

宮城県では「雇用している」と回答した事業所が77.8%と、全国より2.7%下回った。
従業員規模別では、「100～300人」が最も多く100.0%、次いで「30～99人」が98.8%、「10～29人」が92.1%、「1～9人」が49.3%となっており、従業員規模が大きい事業所ほど高齢者を雇用している。

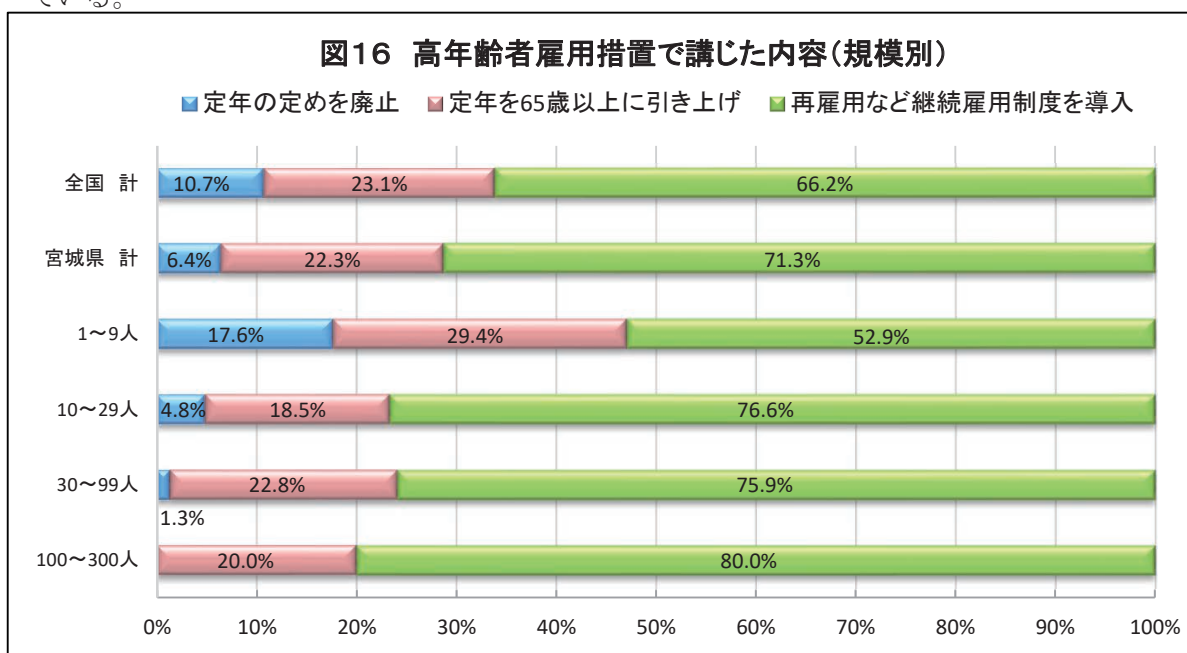


(2) 高齢者雇用措置で講じた内容（規模別・図16）

宮城県では「再雇用など継続雇用制度を導入」が最も多い

全国、宮城県とも「再雇用など継続雇用制度を導入」と回答した事業所が最も多く、次いで「定年を65歳以上に引き上げ」が多かった。

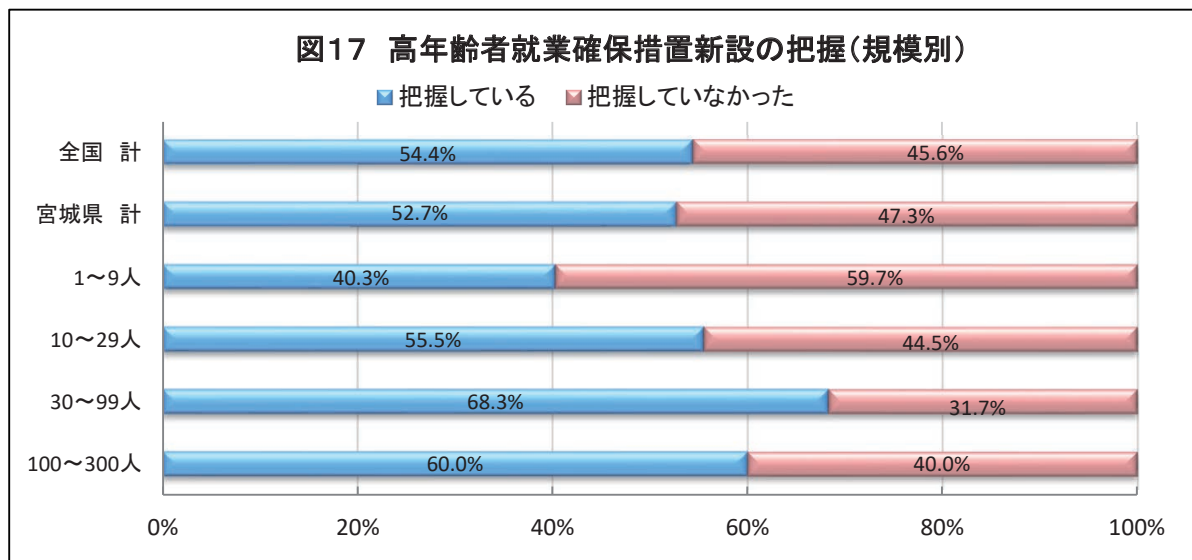
従業員規模別でも、「再雇用など継続雇用制度を導入」は半数以上を占め、「100～300人」が最も多く80.0%であった。「定年の定めを廃止」は従業員規模が大きい事業所ほど低くなっている。



(3) 令和3年4月1日施行予定の「改正高齢者等の雇用の安定等に関する法律」による高齢者の70歳までの就業確保措置新設の把握（規模別・図17）

「1～9人」の事業所では「把握していなかった」の回答が5割を超えている

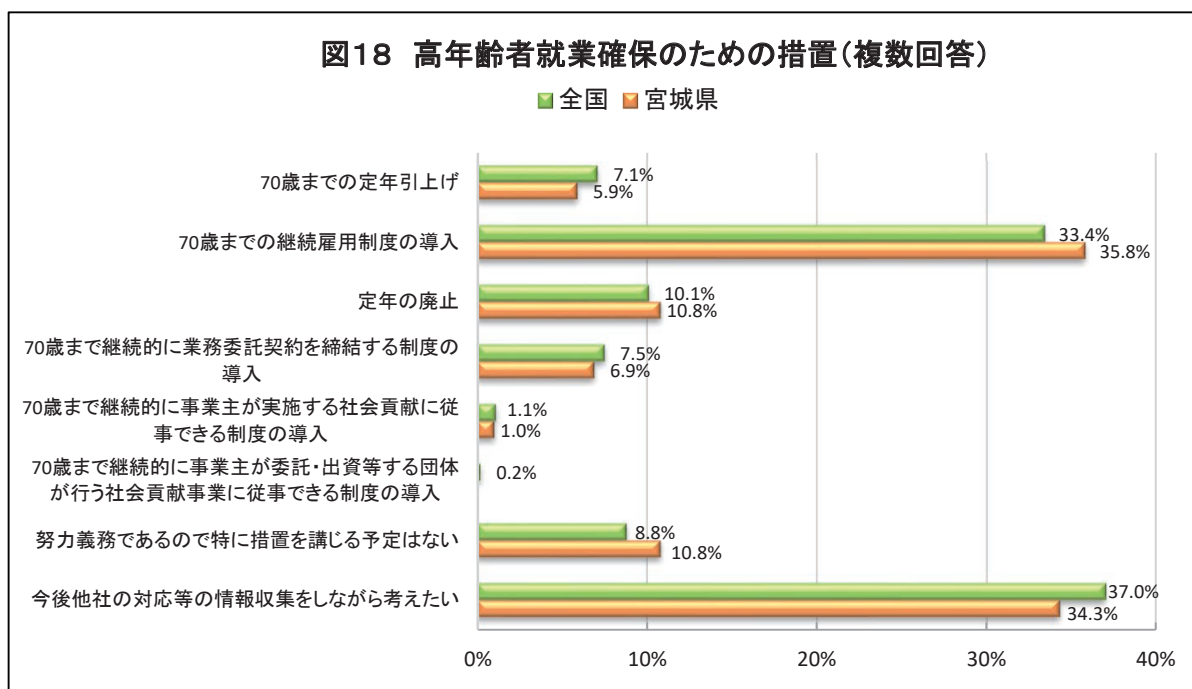
宮城県では、「把握している」と回答した事業所が52.7%と過半数が把握されている。
従業員規模別では、「把握している」の回答が最も多かったのは「30～99人」の68.3%、次いで「100～300人」60.0%、「10～29人」55.5%、「1～9人」40.3%の順であった。



(4) 高齢者就業確保のため講じる措置（図18）

宮城県では「70歳までの継続雇用制度の導入」が全国値を上回る

宮城県では、「70歳までの継続雇用制度の導入」が35.8%と最も多く全国を2.4%上回った。次いで「今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい」が34.3%であった。



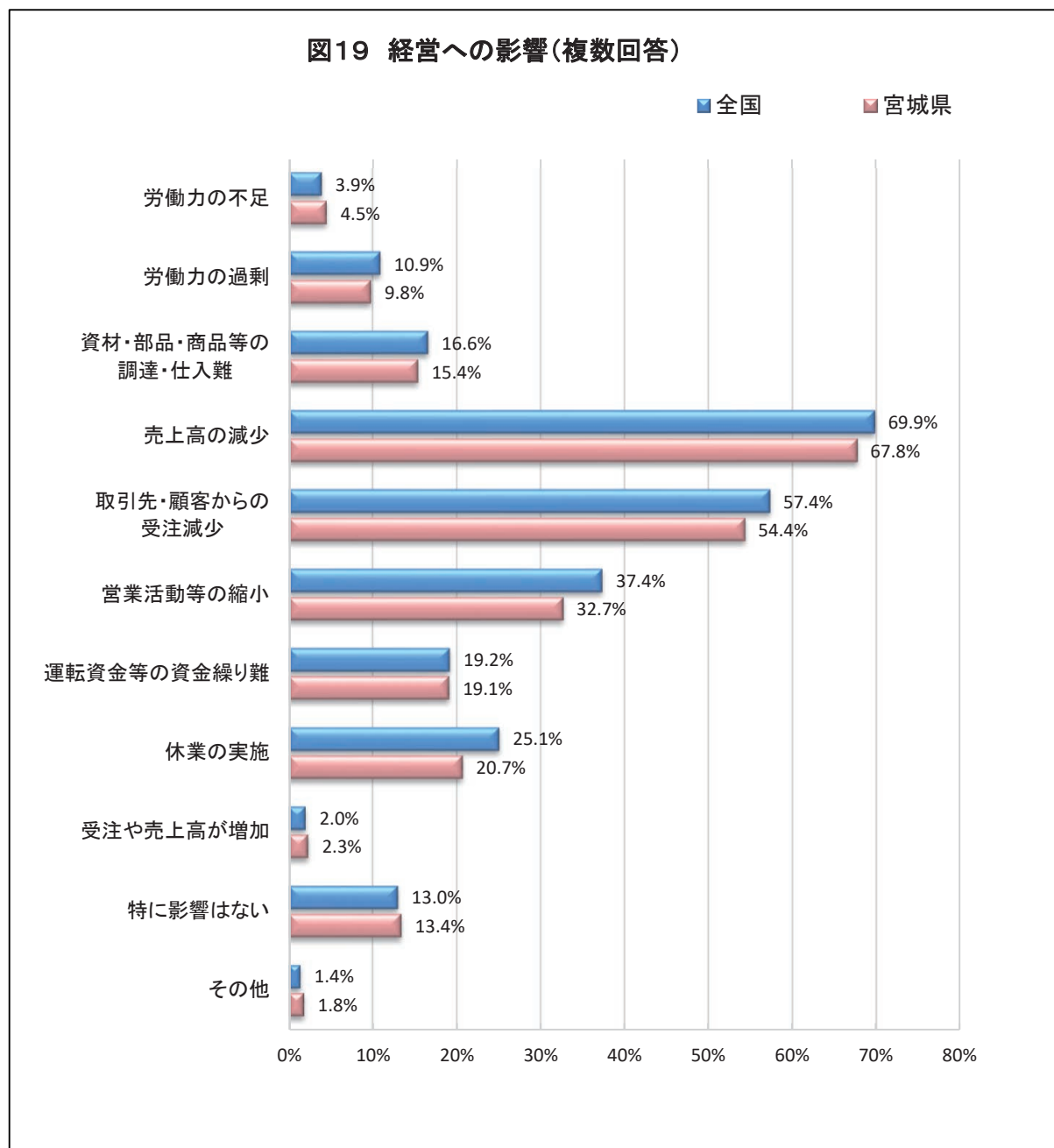
7. 新型コロナウイルスの影響に関する事項

(1) 経営への影響(図19)

全国・宮城県ともに「売上高の減少」が最も多い

宮城県では、「売上高の減少」が最も多く67.8%、次いで「取引先・顧客からの受注減少」54.4%、「営業活動等の縮小」32.7%の順であった。

一方で、「特に影響はない」13.4%、「受注や売上高が増加」2.3%と15.7%の事業所で経営への影響はなかった。

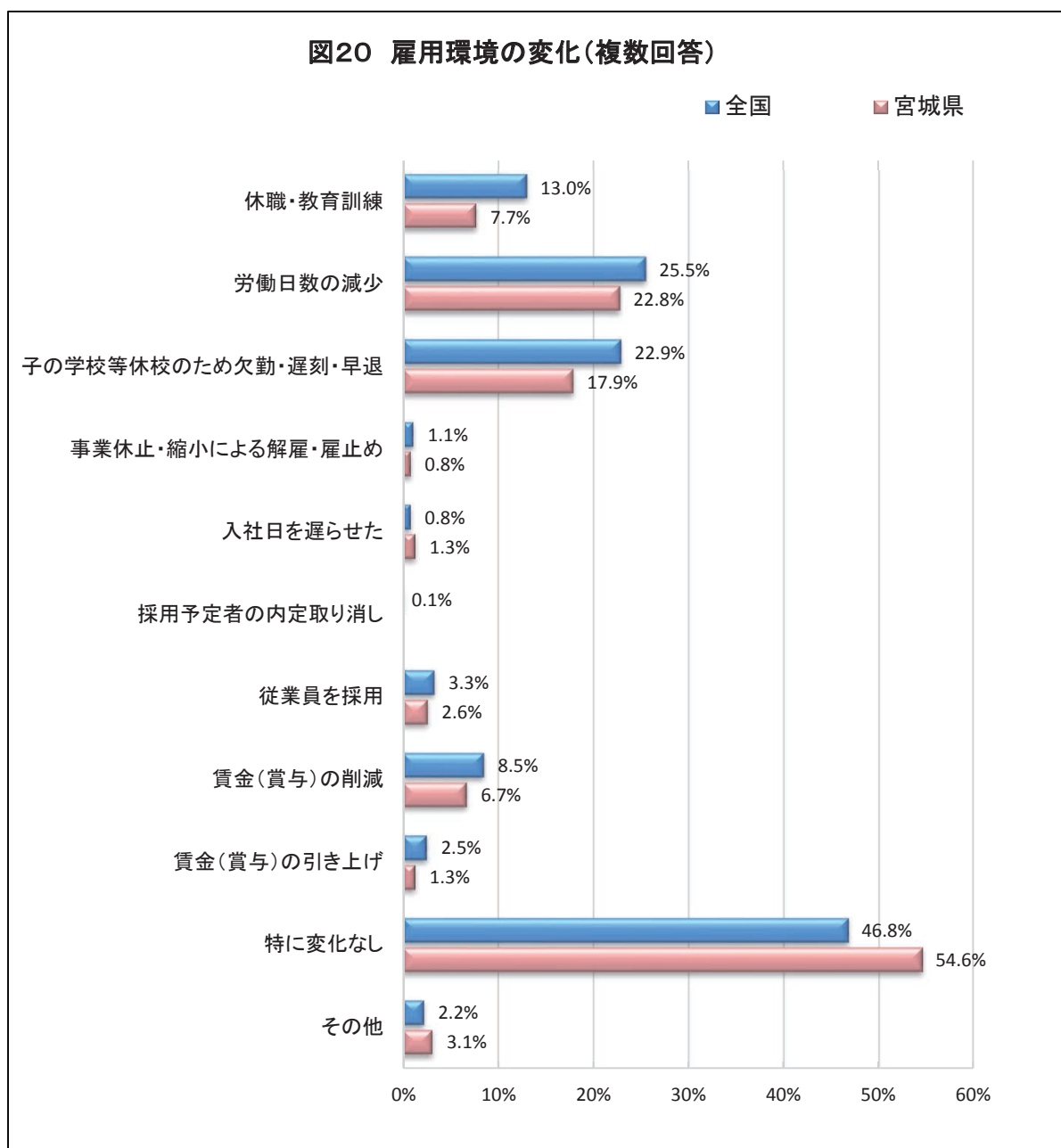


(2) 雇用環境の変化(図20)

全国・宮城県ともに「特に変化なし」が最も多い

宮城県では、「特に変化なし」が最も多く54.6%、次いで「労働日数の減少」22.8%、「学校等休校での欠勤・遅刻・早退」17.9%の順であった。

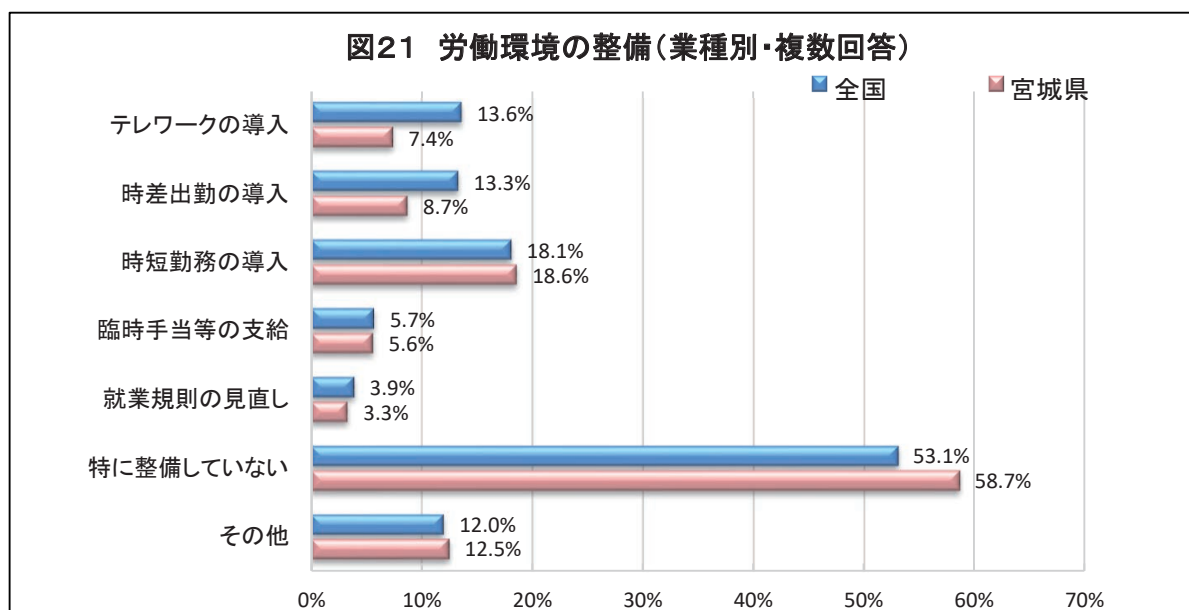
全国と宮城県で回答に大きな差は無いが、「特に変化なし」で宮城県が全国を7.8%上回った。



(3) 労働環境の整備（業種別・図21）

全国、宮城県ともに「特に整備していない」の割合が最も多い

宮城県では、「特に整備していない」が最も多く58.7%、次いで「時短勤務の導入」18.6%、「時差出勤の導入」8.7%、「テレワークの導入」7.4%の順であった。

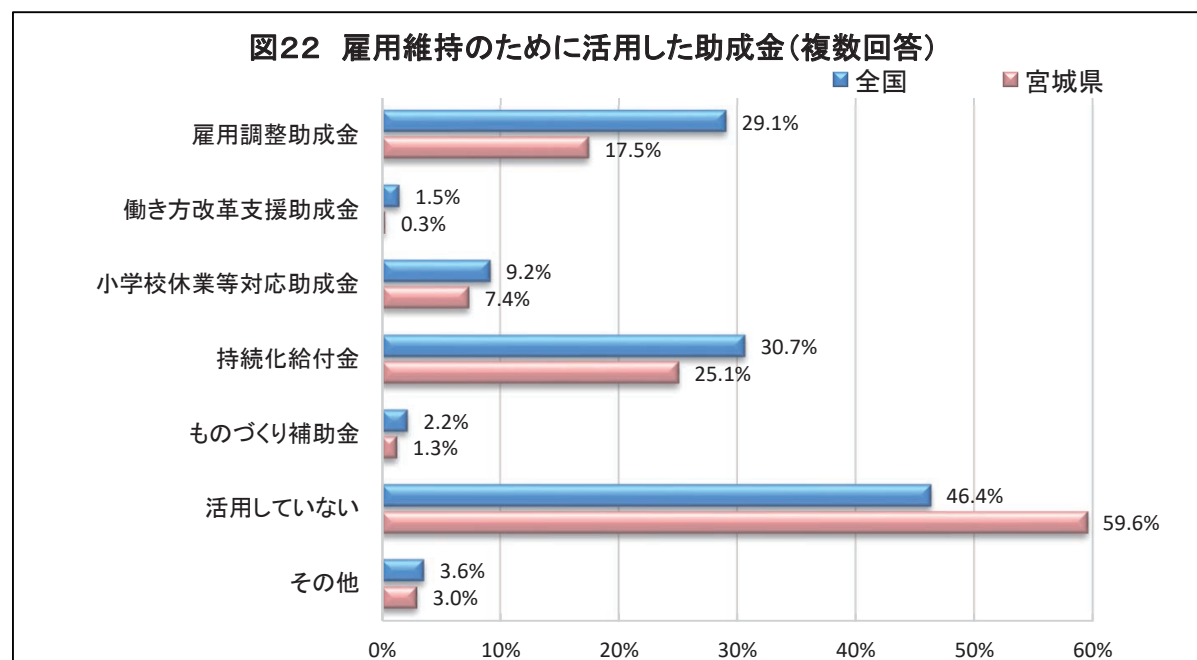


(4) 雇用維持等のために活用した助成金（図22）

宮城県では「持続化給付金」が25.1%

宮城県では事業所が従業員の雇用維持等のために活用（申請）した助成金について、「活用していない」を除き、「持続化給付金」が最も多く25.1%、次いで「雇用調整助成金」17.5%、「小学校休業等対応助成金」7.4%の順となっている。

一方、「活用していない」は59.6%と半数以上が助成金を活用していない結果であった。



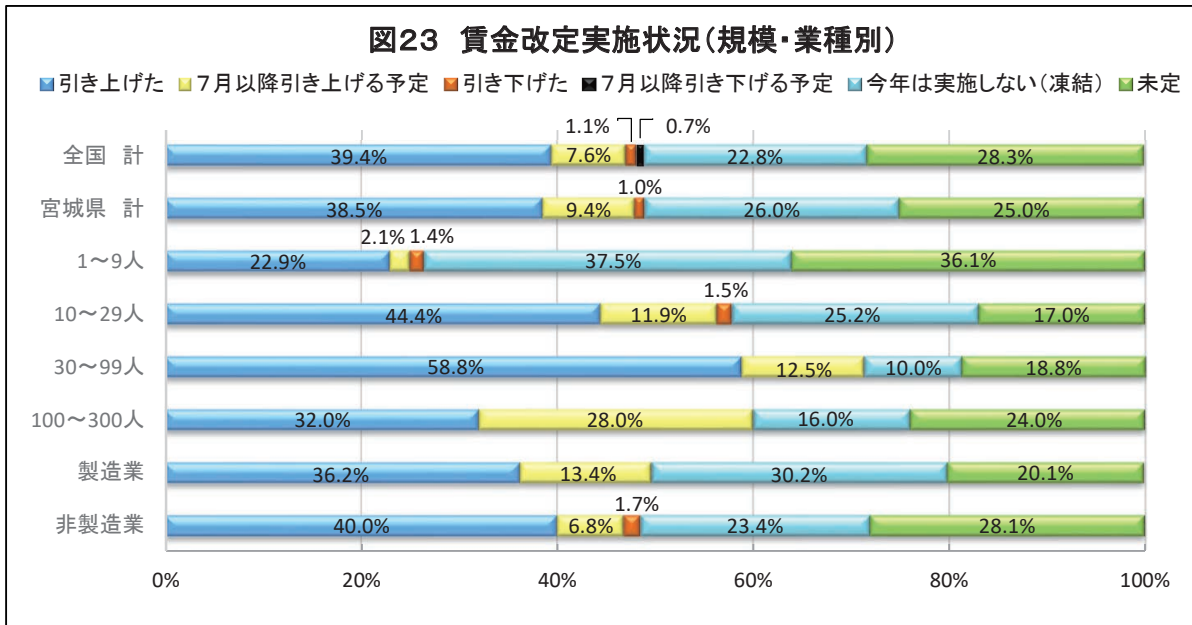
8. 賃金改定に関する事項

(1) 賃金改定実施状況（規模・業種別・図23）

「今年は実施しない(凍結)」及び「未定」の割合が5割を超えている

従業員規模別に見ると、「1～9人」を除く従業員規模で「引き上げた」の回答が最も多く、「30～99人」58.8%、「10～29人」44.4%、「100～300人」32.0%の順であった。

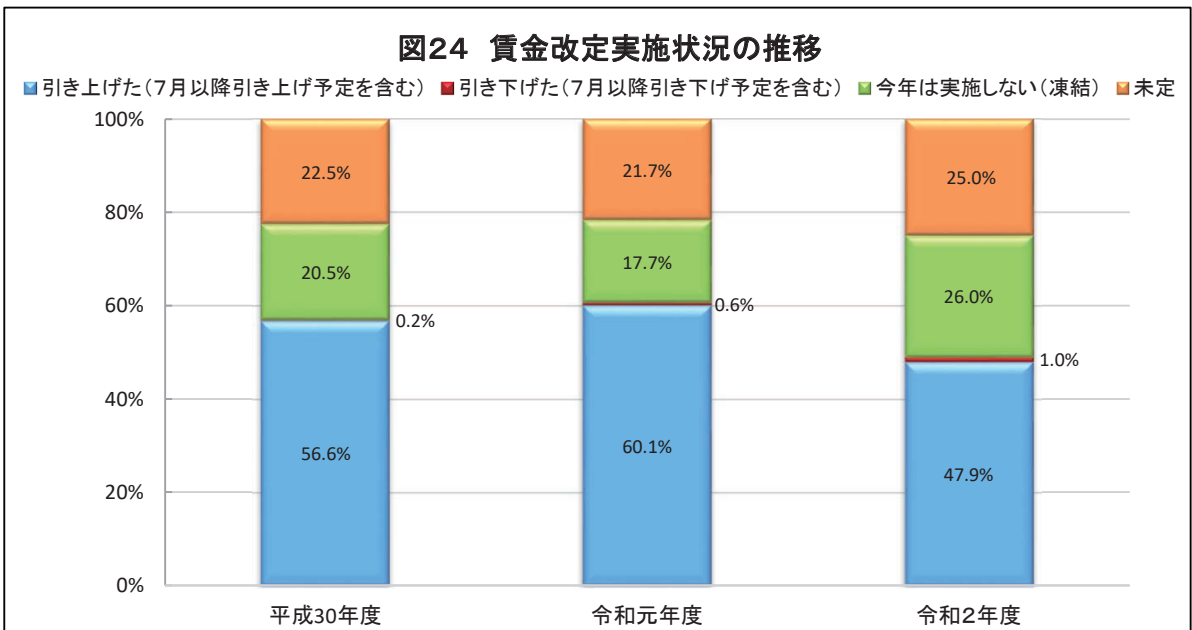
業種別では「引き上げた」の回答が「製造業」36.2%に対し、「非製造業」40.0%と「非製造業」の方が「引き上げた」割合が高い。



(2) 賃金改定実施状況の推移（図24）

賃金を「引き上げた」が3年間で最低

宮城県の賃金改定実施の3年間の推移の中で、「引き上げた（7月以降引き上げを含む）」の回答が昨年度より12.2%減少し、47.9%と最低となった。「今年は実施しない（凍結）」の回答が昨年度より8.3%増加した。

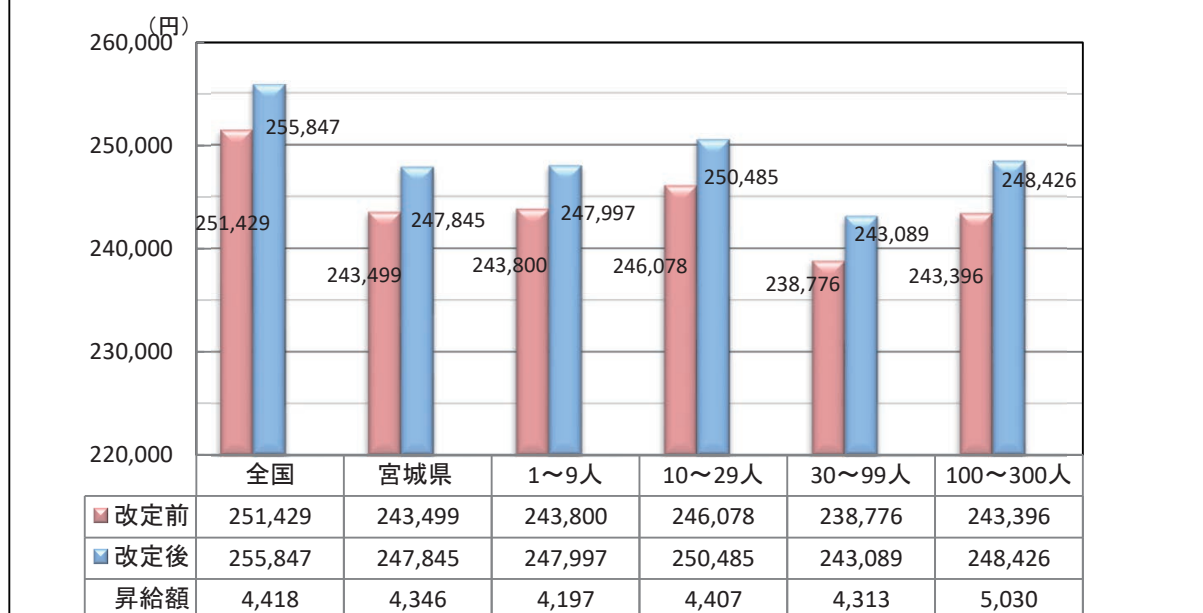


(3) 平均所定内賃金(単純平均)と昇給額(規模別・図25)

「100～300人」の昇給額は5,000円を超える

賃金昇給額は、全国が4,418円、宮城県は4,346円となり、宮城県が全国平均を72円下回った。従業員規模別では賃金昇給額は「100～300人」5,030円が最も多く、次いで「10～29人」4,407円、「30～99人」4,313円、「1～9人」4,197円の順であった。

図25 平均所定内賃金(単純平均)と昇給額(規模別)

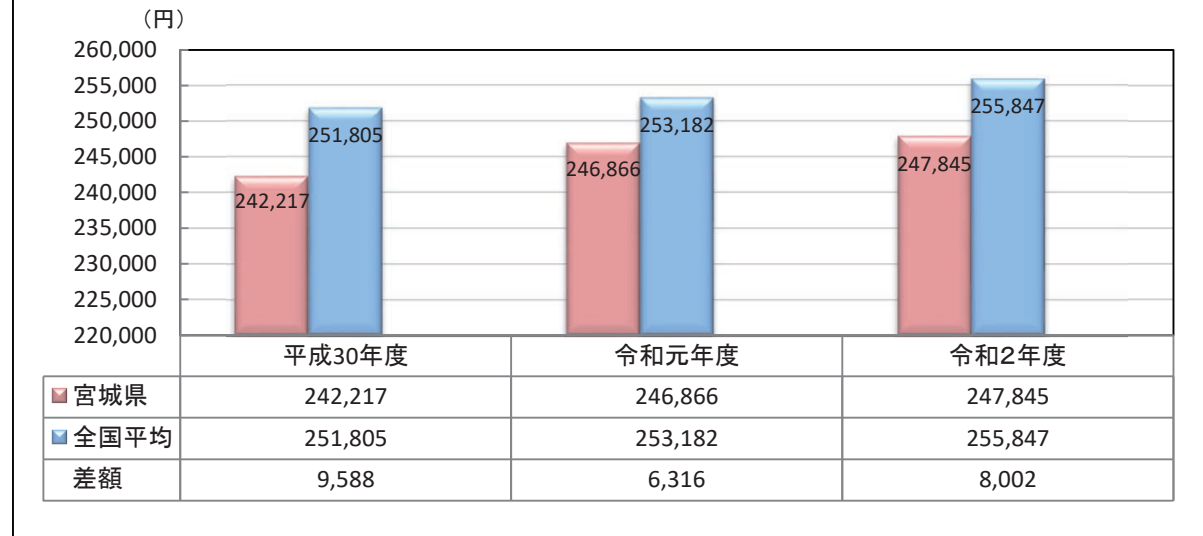


(4) 平均所定内賃金(単純平均)の3年間の推移(図26)

全国と宮城県の平均所定内賃金格差が昨年度より拡大

宮城県の平均所定内賃金は、246,866円から247,845円と前年度より979円増加した。一方で、全国の平均所定内賃金は253,182円から255,847円と前年度より2,665円増加する結果となり、全国平均と宮城県の格差が前年度6,316円から8,002円へと拡大する結果となった。

図26 平均所定内賃金(単純平均)の3年間の推移

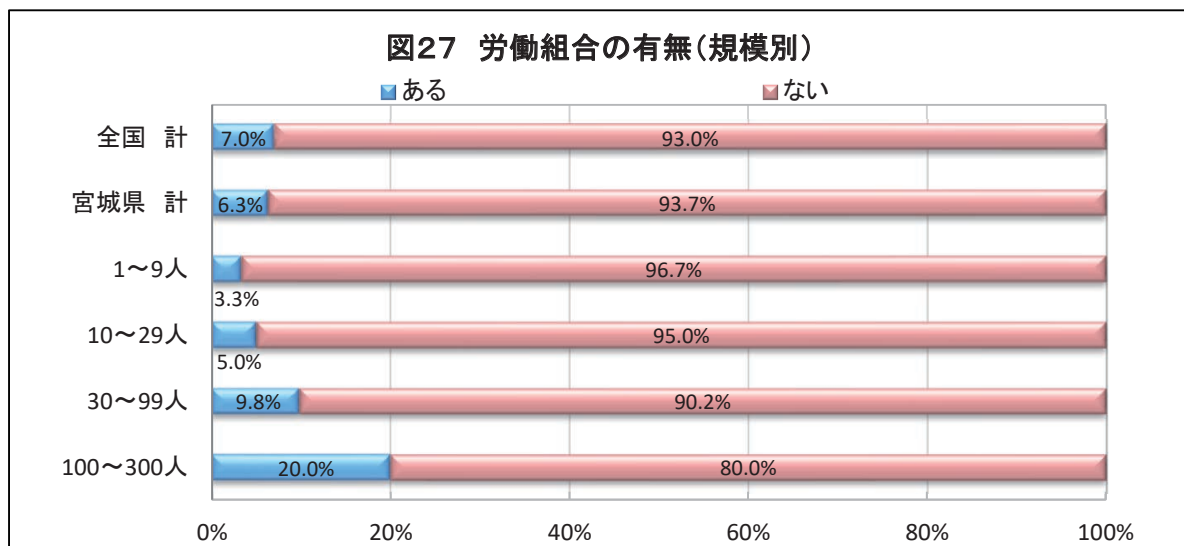


9. 労働組合に関する事項

(1) 労働組合の有無（規模別 図27）

全国、宮城県ともに「ない」が9割を超える

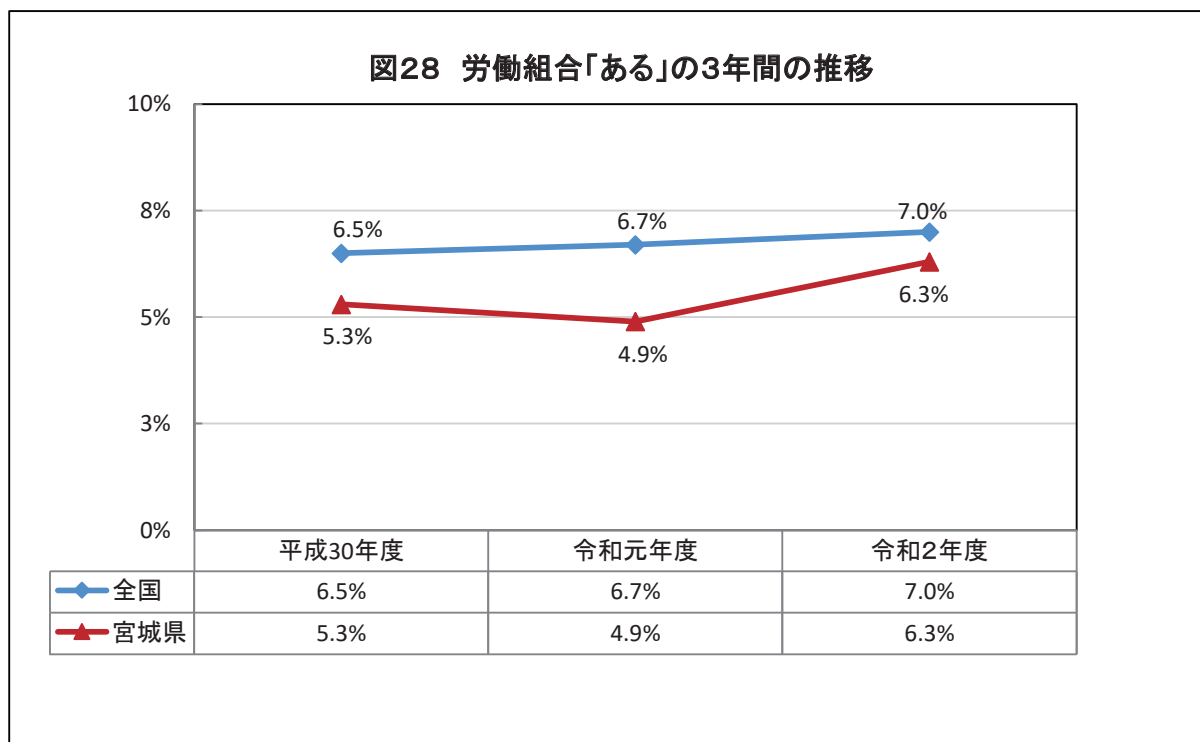
全国、宮城県ともに「ない」が9割を超え、宮城県では「ない」が93.7%であった。
従業員規模別では「ある」の回答は「100～300人」20.0%、「30～99人」9.8%、「10～29人」5.0%、「1～9人」3.3%の順であり、規模が大きい事業所ほど組織率は高くなっている。



(2) 労働組合「ある」の3年間の推移（図28）

宮城県の労働組合、昨年度より増加

労働組合が「ある」とした事業所の3年間の推移は、昨年度より1.4%増加の6.3%と過去3年間で最も高い結果となり、全国平均との格差が縮小した。



参考 地域別の春季賃上げ状況と格差

	昇給額 (円)	昇給率 (%)	格 差 (%)		昇給額 (円)	昇給率 (%)	格 差 (%)
北 海 道	6,785	2.68	153.6	滋 賀	5,060	1.87	114.5
青 森	4,520	2.00	102.3	京 都	4,291	1.66	97.1
岩 手	5,508	2.51	124.7	奈 良	5,258	1.94	119.0
宮 城	4,346	1.78	98.4	大 阪	6,243	2.13	141.3
秋 田	4,466	2.05	101.1	兵 庫	5,093	1.86	115.3
山 形	3,841	1.72	86.9	和 歌 山	5,713	2.26	129.3
福 島	4,296	1.85	97.2	鳥 取	3,691	1.67	83.5
茨 城	2,996	1.18	67.8	島 根	4,462	1.91	101.0
栃 木				岡 山	4,658	1.82	105.4
群 馬	3,169	1.23	71.7	広 島	4,047	1.59	91.6
埼 玉	4,085	1.41	92.5	山 口	4,344	1.79	98.3
千 葉	4,235	1.52	95.9	徳 島	4,196	1.79	95.0
東 京	1,877	0.64	42.5	香 川	4,739	1.88	107.3
神 奈 川	3,730	1.26	84.4	愛 媛	5,375	2.26	121.7
新 潟	3,843	1.61	87.0	高 知	3,831	1.64	86.7
長 野	3,187	1.27	72.1	福 岡	3,990	1.64	90.3
山 梨	5,481	2.02	124.1	佐 賀	4,873	2.21	110.3
静 岡				長 崎	4,249	1.79	96.2
愛 知	4,403	1.61	99.7	熊 本	4,407	1.87	99.8
岐 阜	4,144	1.56	93.8	大 分	4,265	1.87	96.5
三 重	4,605	1.72	104.2	宮 崎	6,873	2.98	155.6
富 山	3,959	1.56	89.6	鹿 児 島	5,335	2.33	120.8
石 川	3,409	1.34	77.2	沖 縄	4,359	1.96	98.7
福 井	5,209	1.98	117.9	全国平均	4,418	1.76	100.0

(注1) 格差は全国の単純平均昇給率を100とした場合

(注2) 集計結果は単純平均による

04

(左欄は記入しないでください。)

令和2年6月



令和2年度 中小企業労働事情実態調査ご協力をお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することといたしました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年度 中小企業労働事情実態調査票

調査時点：令和2年7月1日

調査締切：令和2年7月20日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守 調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。
- ◇ご記入方法 質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけてください。(7月1日現在でご記入ください。)
- ◇お問合せ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問合せは、下記までお願いいたします。調査票は7月20日までにご返送ください。

宮城県中小企業団体中央会 総合調整課

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目14-2

電話 022-222-5560 FAX 022-222-5557

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称	記入担当者名
所在地	電話番号
	FAX番号
業種 (最も売上高の多い事業の業種の番号を右の1.~19.の中から1つだけ下の太枠内にご記入ください)	
1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 2. 繊維工業 3. 木材・木製品、家具・装備品製造業 4. 印刷・同関連業 5. 窯業・土石製品製造業 6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業 7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業 8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業 9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業 10. 情報通信業 [通信業、放送業、情報サービス業、インターネット] [付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業] 11. 運輸業	12. 総合工事業 13. 職別工事業(設備工事業を除く) 14. 設備工事業 15. 卸売業 16. 小売業 17. 対事業所サービス業 [物品賃貸業、専門サービス業、広告業、 技術サービス業、廃棄物処理業、 職業紹介・労働者派遣業、 その他の事業サービス業等] 18. 対個人サービス業 19. その他 (具体的に：)

設問1) 現在の従業員数についてお答えください。

- ① 令和2年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した=増」「変わらない=不変」「減少した=減」のいずれかに○印を付けてください。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計		常用労働者数
男性	人	人	人	人	人	人	男性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	前年比	増・不変・減
女性	人	人	人	人	人	人	女性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	前年比	増・不変・減

- [注] (1) 「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
- (2) 「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含みます。
- ① 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
- ② 日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③ 事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者
- (3) 「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

設問 2) 経営についてお答えください。

① 現在の経営状況は1年前と比べていかがですか。(1つだけに○)

1. 良 い

2. 変わらない

3. 悪 い

② 現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。(1つだけに○)

1. 強化拡大

2. 現状維持

3. 縮 小

4. 廃 止

5. その他 ()

③ 現在、経営上どのようなことが障害となっていますか。(3つ以内に○)

1. 労働力不足(量の不足)

2. 人材不足(質の不足)

3. 労働力の過剰

4. 人件費の増大

5. 販売不振・受注の減少

6. 製品開発力・販売力の不足

7. 同業他社との競争激化

8. 原材料・仕入品の高騰

9. 製品価格(販売価格)の下落

10. 納期・単価等の取引条件の厳しさ

11. 金融・資金繰り難

12. 環境規制の強化

④ 経営上の強みはどのようなところにありますか。(3つ以内に○)

1. 製品・サービスの独自性

2. 技術力・製品開発力

3. 生産技術・生産管理能力

4. 営業力・マーケティング力

5. 製品・サービスの企画力・提案力

6. 製品の品質・精度の高さ

7. 顧客への納品・サービスの速さ

8. 企業・製品のブランド力

9. 財務体質の強さ・資金調達力

10. 優秀な仕入先・外注先

11. 商品・サービスの質の高さ

12. 組織の機動力・柔軟性

設問 3) 従業員の労働時間についてお答えください。

① 従業員(パートタイマーなど短時間労働者を除く)の週所定労働時間は何時間ですか(残業時間、休憩時間は除く)。職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答えください。(1つだけに○)

1. 38 時間以下

2. 38 時間超 40 時間未満

3. 40 時間

4. 40 時間超 44 時間以下

[注] (1) 現在、労働基準法で 40 時間超 44 時間以下が認められているのは、10 人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみです。
(2) 「所定労働時間」とは、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間です。

② 令和元年の従業員 1 人当たりの月平均残業時間(時間外労働・休日労働)をご記入ください。(小数点以下四捨五入)

従業員 1 人当たり 月平均残業時間

1. 時間

2. な し

設問 4) 従業員の有給休暇についてお答えください。

① 令和元年の従業員 1 人当たりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数をご記入ください。(付与日数は前年からの繰越分を除く。小数点以下、四捨五入)

従業員 1 人当たり 平均付与日数

日

従業員 1 人当たり 平均取得日数

日

(当年付与分のみ。前年からの繰越分は除く)

設問 5) 新規学卒者の採用についてお答えください。

① 令和 2 年 3 月新規学卒者の採用または採用の計画がありましたか。(どちらかに○)

1. あった

2. なかった

↓※ 1. に○をした事業所は①-1 の質問にお答えください。

①-1 令和 2 年 3 月新規学卒者(採用及び採用予定)についてご記入ください。

学 卒			採用を予定していた人数	実際に採用した人数	1 人当たり平均初任給額 (令和 2 年 6 月支給額)		
高校卒	技術系		人	人			円
	事務系		人	人			円
専門学校卒	技術系		人	人			円
	事務系		人	人			円

学 卒			採用を予定していた人数	実際に採用した人数	1 人当たり平均初任給額 (令和 2 年 6 月支給額)		
短大卒 (含高専)	技術系		人	人			円
	事務系		人	人			円
大学卒	技術系		人	人			円
	事務系		人	人			円

[注] (1) 令和 2 年 6 月の 1 ヶ月間に支給した 1 人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額(税込額)をご記入ください。
(2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程(2 年制以上)を卒業した者を対象としてください。
(3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入ください。

② 令和3年3月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1つだけに○)

1. ある 2. ない 3. 未定

↓※ 1. に○をした事業所は②-1の質問にお答えください。

②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入ください。

1. 高校卒 [] 人 2. 専門学校卒 [] 人 3. 短大卒(含高専) [] 人 4. 大学卒 [] 人

設問6) 高年齢者の雇用についてお答え下さい。

① 60歳以上の高年齢者を雇用していますか。(どちらかに○)

1. 雇用している 2. 雇用していない

↓※ 1. に○をした事業所は②、③の質問にお答えください。

② 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により高年齢者雇用措置(定年を65歳まで引き上げる、継続雇用制度の導入といった対応)が義務付けられていますが、貴事業所ではどの措置を講じましたか。(1つだけに○)

1. 定年の定めを廃止した 2. 定年を65歳以上に引き上げた 3. 再雇用など継続雇用制度を導入した

③ 高年齢者の労働条件は、60歳前と比べてどのようにになりましたか。(それぞれ1~3の中で1つだけに○)

賃金			役職			仕事の内容			1日の労働時間			週の労働日数		
下 が 律 る に	な 変 わ ら い ら る に	よ 個 人 に	変 わ る	な 変 わ ら い ら る に	よ 個 人 に	変 わ る	な 変 わ ら い ら る に	よ 個 人 に	な 少 な く	な 変 わ ら い ら る に	よ 個 人 に	な 少 な く	な 変 わ ら い ら る に	よ 個 人 に
1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3

④ 令和3年4月1日施行予定の「改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、事業主に対して、高年齢者の70歳までの就業機会確保措置を講じる努力義務が設けられます(以下:「高年齢者就業確保措置」といいます。)。貴事業所では高年齢者就業確保措置の新設を把握していましたか。(どちらかに○)

1. 把握している 2. 把握していなかった

↓※ 1. に○をした事業所は⑤の質問にお答えください。

⑤ 高年齢者就業確保措置のために、貴事業所ではどのような措置を講じる予定ですか。(該当するすべてに○)

1. 70歳までの定年引上げ 2. 70歳までの継続雇用制度の導入(他事業主による場合を含む)
3. 定年の廃止 4. 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
5. 70歳まで継続的に事業主が実施する社会貢献に従事できる制度の導入
6. 70歳まで継続的に事業主が委託・出資等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入
7. 努力義務であるので特に措置を講じる予定はない 8. 今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい

設問7) 新型コロナウイルス感染拡大による影響についてお答え下さい。

① 新型コロナウイルス感染拡大による貴事業所の経営への影響についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 労働力の不足 2. 労働力の過剰 3. 資材・部品・商品等の調達・仕入難 4. 売上高の減少
5. 取引先・顧客からの受注減少 6. 営業活動等の縮小 7. 運転資金等の資金繰り難 8. 休業の実施
9. 受注や売上高が増加した 10. 特に影響はない 11. その他()

② 新型コロナウイルス感染拡大による貴事業所の従業員等の雇用環境の変化について、お答えください。(該当するすべてに○)

1. 休職・教育訓練をしてもらった従業員がいる 2. 労働日数を減らした従業員がいる
3. 子の学校等休校のため休んだ又は遅刻・早退をした従業員がいる
4. 事業休止・縮小により解雇した又は雇止めした従業員がいる 5. 採用した従業員の入社日を遅らせた
6. 採用予定者の内定を取り消した 7. 従業員を採用した 8. 賃金(賞与)を削減した
9. 賃金(賞与)を引き上げた 10. 特に変化はない 11. その他()

③ 新型コロナウイルス感染拡大への対策として、貴事業所で実施した従業員の労働環境の整備について、お答えください。(該当するすべてに○)

1. テレワークの導入 2. 時差出勤の導入 3. 時短勤務の導入 4. 臨時手当等の支給
5. 就業規則の見直し 6. 特に整備していない 7. その他()

④ 新型コロナウイルス感染拡大により、貴事業所が従業員の雇用維持等のために活用(申請)した助成金についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 雇用調整助成金 2. 働き方改革支援助成金 3. 小学校休業等対応助成金 4. 持続化給付金
5. ものづくり補助金 6. 活用していない 7. その他()

※ 特別定額給付金等の従業員個人へ給付されるものについては、除いてご回答ください。

設問 8) 賃金改定についてお答えください。

① 令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 7 月 1 日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1 つだけに○)

1. 引上げた 2. 引下げた 3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7 月以降引上げる予定 5. 7 月以降引下げる予定 6. 未 定

※ 1. ～ 3. に○をした事業所は下記の①-1 の質問にお答えください。

↓

①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員 1 人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご参照ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員 1 人 当 た り (月 額)											
	改定前の平均所定内賃金 (A)						改定後の平均所定内賃金 (B)					
人					円						円	

〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。

- ・「1. 引上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
- ・「2. 引下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
- ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。

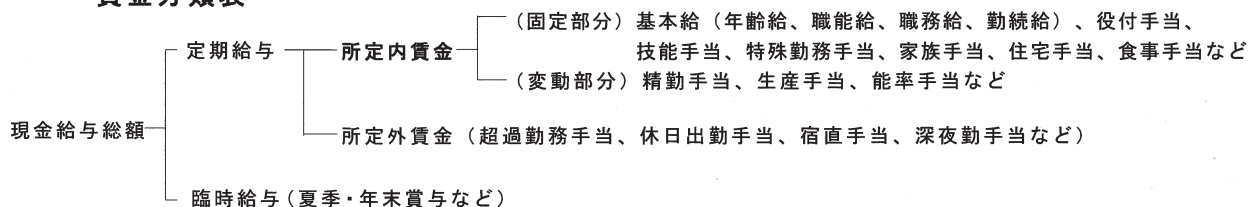
(2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1 ページ目の設問 1 の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。

(3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などは除いてください。

(4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。

(5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。

賃金分類表



※ ①において 1. または 4. に○をした事業所及び臨時給与を上げた事業所は②、③の質問にお答えください。

↓

② 賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 定期昇給 2. ベースアップ 3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定 5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ

〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。

(2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることを行います。

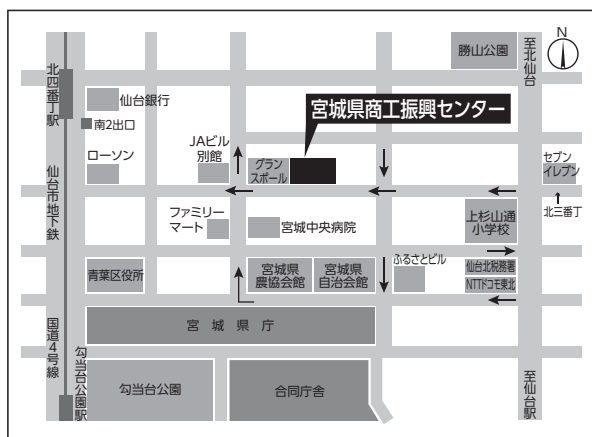
③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するすべてに○)

1. 企業の業績 2. 世間相場 3. 労働力の確保・定着 4. 物価の動向 5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向 7. 前年度の改定実績 8. 賃上げムード 9. 消費税増税
10. 重視した要素はない 11. その他()

設問 9) 労働組合の有無についてお答えください。(どちらかに○)

1. あ る 2. な い

◎ お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないか再度お確かめのうえ、7 月 20 日までにご返送ください。



組合・中小企業のネットワークづくりをはじめ、
企業経営については本会までご相談ください。

宮城県中小企業団体中央会

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14番2号
宮城県商工振興センター1階(仙台市地下鉄南北線北四番丁駅下車)

TEL 022 (222) 5560

FAX 022 (222) 5557

URL <http://www.chuokai-miyagi.or.jp>